

北本市消費生活相談あれこれ(28)

「掲載しませんか。趣味の作品をほめられたら要注意」

趣味の俳句を仲間うちの会報に投稿していたAさん(80歳)のところに「素晴らしい作品ですね。ぜひ、〇〇誌に掲載してほしい、掲載料は無料です」との電話があった。作品をほめられ、しかも、掲載料は無料というので承諾。後日、申込書と掲載料95,000円と書かれた振込用紙が届いた。Aさんは、「話が違うのでやめたい」と伝えたとところ、「掲載の枠をとってある」と断られた。もう、解約はできないのかと、このやりとりを聞いていた同居の娘さんに付き添われてAさんが消費生活センターを訪れました。

これは、いわゆる「ほめあげ商法」と言われているものです。自分の作品が、他人にほめられるという事はとても嬉しいものです。その心理につけ込んで契約を誘います。Aさんの場合のような電話勧誘販売では契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフによる無条件で契約の解除ができます。Aさんには、クーリング・オフの書き方を助言し、発信した結果、契約は解除となり解決しました。

全国の消費生活センターには、

勝手に掲載され、料金を請求された・掲載料を払ったのに、掲載日を過ぎて掲載紙が送られてこない・掲載されたことがきっかけで、複数社から勧誘され困っているなどの相談が寄せられています。また、俳句ばかりではなく「絵画」「書道」などいろいろな趣味においても同様の手口が見られます。

トラブルを防ぐためには、掲載される新聞や雑誌名、掲載の時期、条件などを確認しましょう。不審に思った時には、消費生活センターに相談してください。

◆相談窓口

○北本市消費生活センター(電話でのご相談も受け付けます)
毎週月から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前10時から正午 午後1時から4時(市民課市民相談担当・直通594-5529)

○埼玉県消費生活支援センター
毎週月から土曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分から午後4時(☎048-261-0999)

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」毎週土・日曜日 午前10時から正午 午後1時から4時(☎03-3448-1409)

「国民年金制度」Q&A

Q 国民年金には、どんな人が加入するの？

A 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入します。職業によって次の3つの種類(被保険者)に分けられます。

○第1号被保険者 学生・自営業者など

○第2号被保険者 会社員や公務員など

○第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

Q 年金って若いときにも関係あるの？

A 関係あります。国民年金は老後の年金だけでなく、病気やケガで障害が残ったときには、障害基礎年金が支給される制度があります。交通事故やケガなど、万が一のことはいつ自分の身に起こるかわかりません。そんなときに、生活の支えになるのが障害基礎年金制度です。また、一家の働き手が亡くなったとき、残された家族を支えるための遺族基礎年金制度もあります。

Q 保険料はいくら？どうやって納めるの？

A 第1号被保険者の保険料は、

1ヵ月15,020円(平成23年度額)です。日本年金機構から納付書が送られてきますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。口座からの引き落としもできます。

Q 将来国民年金が、破綻する心配はないの？

A 国民年金などの公的年金制度は、国が責任を持って運営しています。また、働く世代が高齢者世代を支えるしくみをとっており、日本の経済社会が存続する限り、決して破綻することはありません。

Q 収入がなくて保険料を納められないのだけど…

A 学生であれば、在学中の保険料が後払いできる学生納付特例制度があります。学生でない人も保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも、前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

◆問合せ 大宮年金事務所(☎048-652-4739)または保険年金課国民年金担当(直通594-5543)

